

保育園の読書活動支援のための読書環境整備の指標の検討
— 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」 および保育園調査の分析 —

伊藤明美*, 鈴木佳苗**

Examination of indices of reading environment maintenance
to support reading activities in nursery schools:

Content analysis of “Basic Plan for the Promotion of
Children’s Reading Activities” and nursery school surveys

ITO Akemi, SUZUKI Kanae

抄録

本研究の目的は、図書館を含む地域が保育園の読書活動を支援するために、保育園の読書環境（読書を取り巻くあらゆる条件）の現状や課題を捉えることができる指標を検討することである。調査1では、第1次から第4次の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を対象とし、主に保育園に求められている読書環境整備の内容を抽出した。分析の結果、保育園の読書環境の整備は「保育士の読書活動への理解と関心」、「乳幼児が絵本や物語に親しむ活動」、「保護者の啓発」、「図書スペースの確保」、「発達の段階に応じた図書の整備」の5つの大項目から捉える必要があることが示唆された。調査2では、34の自治体が「子どもの読書活動推進計画」を策定するために実施し、インターネット公開されている保育園調査の調査項目を分析した。分析の結果、「読み聞かせの有無」、「図書室の有無」、「蔵書冊数」、「保護者向け講演会」などの30の小項目が抽出された。2つの調査の結果を統合し、5つの大項目の現状と課題を捉えるためにどの小項目を用いる必要があるかを示した。今後、これらの項目を用いた調査が広く実施され、図書館を含む地域と保育園の連携が効果的に行われていくことが望まれる。

Abstract

This study examines indices of the current situation and issues of the reading environment (all conditions surrounding reading) so that communities, including libraries, can support nursery schools' reading activities. In Survey 1, the contents of the “Basic Plan for the Promotion of Children’s Reading Activities” were analyzed to extract descriptions of reading environment maintenance that were necessary in nurseries. The results indicated five primary items were needed to measure this as an index: understanding of and interest in reading activities by nursery teachers, activities involving contact with picture books and stories, enlightenment of parents, secure book space, and maintenance of books considering development stages. In Survey 2, the survey items of nursery school surveys published online by 34 local governments completed the “Basic Plan for the Promotion of Children’s Reading Activities” were analyzed. Thirty sub-items were extracted, such as presence/absence of reading aloud, presence/absence of library, number of books, and lectures for guardians. The surveys' results were integrated, so this study detailed which sub-items were needed to measure the five primary items. In the future, it is expected that surveys using these indices will be conducted to promote effective cooperation between communities, including libraries and nurseries.

* 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科博士後期課程
Doctoral program

Graduate School of Library, Information and Media Studies
University of Tsukuba

** 筑波大学大学院図書館情報メディア系
Faculty of Library, Information and Media Science
University of Tsukuba

1. 問題

1.1 保育園の需要拡大と保育園児の読書についての現状と課題

日本における出生数は2016（平成28）年に97万6,978人となり、1899（明治32）年の統計開始以来、初めて100万人を割った。合計特殊出生率は1950（昭和25）年以降急激に低下し、1989（平成元）年に過去最低の1.57を記録し、1.57ショックといわれたが、その後、2005（平成17）年には過去最低である1.26まで落ち込み、2016（平成28）年は1.44となっている。

この傾向に歯止めをかけるため、2012（平成24）年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づき、2015（平成27）年に消費税を財源とする「子ども・子育て支援新制度」が施行され、社会で子どもと子育てを支援する体制が整えられた。2019（令和元）年10月からは、幼児教育・保育無償化も開始された。女性の社会進出が進み、子育てを支援する保育園¹の整備が進められる一方、首都圏を中心に待機児童はいまだに解消されていない現状で、無償化によりさらに待機児童数が増加することも懸念される。

また、2016（平成28）年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」¹⁾では、2017（平成29）年度末までの保育の受け皿の拡大計画を、40万人から50万人に上積みし、あわせて保育士9万人の確保が必要とした。しかし、急速な整備量の拡大により、保育士不足が深刻化していることもふまえ、同プランに、保育士の処遇改善のための加算が創設されることとなった。

さらに、0歳～2歳児が9割を占める待機児童について、内閣府は「子育て安心プラン」²⁾を前倒しし、2020（令和2）年度末までに32万人分の保育の受け皿整備を進めていくとしている。近年「保活」という言葉が一般化したように、保育園に子どもを預けて働きたい保護者にとっては、保育内容より、いかに預かってもらうかが優先される。しかし、0歳から就学前の子どもにとって、一日の大半を過ごす保育園での保育内容・環境はその期間のみならず、その後の心身の成長に大きな影響を与えられとされる。

2013（平成25）年に公表された、国立青少年教育振興機構「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」³⁾では、子ども時代の読書は成人や高校生・中学生に良い影響を与えることが示唆されている。この

調査では、子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、「未来志向」、「社会性」、「自己肯定」、「意欲・関心」、「文化的作法・教養」、「市民性」のすべてにおいて、現在の意識・能力が高かった。特に、就学前から小学校低学年までの「家族から昔話を聞いたこと」、「本や絵本の読み聞かせをしてもらったこと」、「絵本を読んだこと」といった読書活動は、成人の「文化的作法・教養」との関係が強く、中高生の現在における「社会性」や「文化的作法・教養」との関係が強いという調査結果が報告されている。一方、家庭での読書について秋田⁴⁾は、「幼児期に絵本を読むことが語彙の獲得において非常に大きな役割を担うということは、海外のデータではたくさん出ています。けれども、このデータ⁵⁾によると、年長時に、ほとんど毎日読み聞かせをしてもらっている子は、2割弱です。週に3、4日以上は3割強しかいない。保護者の方が忙しくなっていってしまうのも一因です。ですから、保育所など集団的な場で読み聞かせを経験させてあげてくださいとお伝えしています。」と、家庭に替わる保育園の読書環境²整備によせる期待を述べている。

1.2 子どもの読書活動推進計画と保育園

2000（平成12）年の子ども読書年を契機に、2001（平成13）年、議員立法により「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」が公布・施行された。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」、基本的な計画を定めるとした。この法律に基づき、2002（平成14）年文部科学省は、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」⁶⁾を策定し、2008（平成20）年に「第2次」、2013（平成25）年に「第3次」、2018（平成30）年には「第4次」が発表されている。基本的方針は、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進、子どもの読書活動に関する理解と関心の普及である。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づき、都道府県及び市町村は、それぞれ「子どもの読書活動推進計画（以下推進計画）」を策定するよう努めることとされている。2019（平成31）年3月末現在、推進計画策定済みの市町村は47都道府県1741市町村中、1398市町村（80.3%）⁷⁾である。

地方自治体は推進計画に基づいて各種の事業を実施す

るが、2011（平成23）年の調査⁸⁾では、2010（平成22）年度に実施された事業のなかで、保育園に関する事業である「幼稚園・保育所における読書環境の整備・配本事業」を実施したのは全493市区町村中22市区町村であった。実施された34事業中1位は「読み聞かせ・お話し会」で655市区町村（複数事業の回答あり）132.9%、2位は「学校図書館の充実（蔵書の充実・環境整備・データベース化）」で331市区町村67.1%、「幼稚園・保育所における読書環境の整備・配本事業」は30位で4.5%であった。また、推進計画で具体的な達成目標を定めている市区町村は全体の約3割だが、達成目標の具体的な内容のなかで「幼稚園、保育所での読書活動の推進」を定めていたのは全186市区町村中9市区町村であった。達成目標内容の1位は「読み聞かせ・お話し会の実施（実施率、参加率等）」で66市区町村35.5%、2位は「家庭での読書活動の推進（家庭での読み聞かせ、読書量等）」で54市区町村29.0%、「幼稚園、保育所での読書活動の推進」は28位で4.8%であった。

推進計画策定済の市区町村で設置されている推進組織の構成メンバーの割合は、多い順に、①子どもの読書活動の担当課職員85.8%、②公立図書館の関係者73.2%、③小・中学校（校長又は教職員）68.3%、④保育所関係者62.2%、⑤読書活動団体（おはなしサークル等）58.5%、⑥生涯学習担当課の職員49.8%、⑦初等中等教育担当課の職員48.8%、⑧首長部局の関係課の職員43.9%、⑨学校図書館担当職員（学校司書）36.6%、⑩司書教諭28.0%となっている。これを大きく自治体職員、学校関係者、図書館³⁾、保育所、読書団体に分けると、学校関係者（③⑦⑨⑩）が最も高い比率となっている。以下、自治体職員、図書館、保育所関係者の順である。

近年、首都圏では保護者の就労等により保育園児が増加している。ワーキングマザーと育児の現状の調査⁹⁾では、平日子どもと過ごす時間が5時間台以下の人が44.1%おり、子育てをしながら働く上での問題点の上位3位に、「子育てに十分時間がかけられない」23.4%が入っている。親から本⁴⁾を読んでもらったり、図書館に連れて行ってもらう時間がない子どもにも日常的に本を読み聞かせることができる保育園の読書環境の充実が期待される。しかし、地方自治体の子どもの読書活動推進計画のなかで重視されているのは学校・学校図書館の項目で、保育園についてはごく簡単にしか述べられていない。保育関係者が推進組織にいても、計画で重視されないのは、保育園の読書に関する方針にも原因がある可能性がある。

一方で2011（平成23）年の調査によれば、子どもの読

書活動を推進する上で児童館・保育所等に求める役割・取組として、8割以上の市区町村が「読み聞かせ（お話し会）の実施などによる読書に親しむ機会の提供」、6割以上の市区町村が「子どものための読書スペースの確保など、子どもの読書活動のための環境の整備」、5割以上の市区町村が「図書館や諸団体と連携した読み聞かせの実施」を挙げている。このように図書館等から保育園の読書活動の推進への支援が期待されているものの、図書館の全国調査¹⁰⁾では、幼稚園・保育園への出張おはなし会を実施した図書館は全1263館中348館（27.6%）、回数は「年1回から3回」の図書館が149館（11.8%）と最も多かった。また、「ブックリスト等の共同作成」は12館（1.0%）と、いずれも低い数値であった。一方、幼稚園・保育園に対する団体貸出は全2170館中1319館（60.8%）が実施していた。

1.3 保育所保育指針にみる読書

保育園の保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とする¹¹⁾。「養護」は、子どもが安定した生活を送るために必要な基礎的事項（生命の保持及び情緒の安定に関わる事項）を得させること、「教育」は、生涯にわたる人間形成の基礎づくりへ向けて、生きる力やライフスキルを指向しながら、健全な心身の発達を助長することである。経済協力開発機構（OECD）等の国際機関においても、Care と Education を一体として用いており、幼稚園教育指導要領も同じである。

「保育所保育指針」¹²⁾は保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。現在最新の版は2018（平成30）年に改訂されたものであるが、主な改正点は、需要の高まる乳幼児の保育についての項目を増やし、近年 OECD で注目されている、幼児教育の質の向上への期待を盛り込んだ点である。

『Starting Strong』（人生の始まりこそ力強く）は、OECD の ECEC（Early Childhood Education and Care）ネットワーク参加国の幼児教育・保育政策に関する調査報告書で、2001（平成13）年から2017（平成29）年に、I から V のレポートが発表されている。OECD が幼児教育・保育に住目したのは、質の高い幼児教育・保育への公共投資が経済的・教育的に経済成長に有効であるという研究・調査が明らかになってきたためである。この中で、日本は他国と比較して、保育士や教諭になるために資格や免許が必要とされている点や3歳未満の子どもの保育士ひとりあたりの子どもの数が平均より少ない点な

どが評価されている一方、幼稚園での教諭ひとり当たり
の子ども数は突出して高く、保育室の面積の小ささや保
育士・幼稚園教諭の給与がOECD諸国中最も低いこと
が明らかになっている¹³⁾。

新しい「保育所保育指針」において、絵本についての
記述は2009(平成21)年の旧版の2か所から10か所に増
加している。同指針は、第一章総則で、幼児教育を行う
施設として共有すべき事項、幼児期の終わりまでに育っ
てほしい姿の一つとして「言葉による伝え合い」をあげ、
「保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語など
に親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験し
たことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を
注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむよう
になる」と記述している。

第2章は「乳児保育」、「1歳以上3歳未満」、「3歳以
上」と年齢別の「保育に関わるねらい及び内容」である。
「乳児保育」の項では、「身近な生活用具、玩具や絵本な
どが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好
奇心をもつ」、「保育士等と一緒に様々な色彩や形のもの
や絵本などを見る」と記載されている。

「1歳以上3歳未満」の項では、「環境」の項目に「玩具
、絵本、遊具などに興味をもち、それらを使った遊び
を楽しむ」、「言葉」の項目に「絵本や物語等に親しむと
ともに、言葉のやり取りを通じて身近な人と気持ちを通
わせる」、「絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返
したり、模倣をしたりして遊ぶ」と記載されている。

「3歳以上」の項では「言葉」の項目のねらいとして、「日
常生活に必要な言葉が分かるようになる」とともに、絵本
や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保
育士等や友達と心を通わせる」とし、その内容として「絵
本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする
楽しさを味わう」。内容の取扱いに当たって留意する事
項として「絵本や物語などで、その内容と自分の経験と
を結び付けたり、想像を巡らせたりするなど、楽しみを
十分に味わうことによって、次第に豊かなイメージをも
ち、言葉に対する感覚が養われるようにすること」、「子
どもが生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や
表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるように
すること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊び
などをしたりすることを通して、言葉が豊かになるよう
にすること」と記載されている。このように絵本は全年
代の保育に欠かせないものと考えられている。しかし、
保育園内の蔵書数や読み聞かせの内容、保護者について
の記述は見られない。1.2で述べた通り、子どもの読書
活動推進計画策定済みの市区町村で設置されている推進

組織の構成メンバーに保育関係者が入っていても、保育
園の読書環境の整備について計画で重視されないのは、
保育所保育指針に具体的記述がないことにひとつの要因
がある可能性がある。

1.4 研究の課題

これまで述べたとおり、近年保育園児が増加しており、
読み聞かせの時間が十分にとれない家庭が少なくない状
況に対して、保育園の読書環境の整備が期待される。「子
どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の基本方
針は、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・
充実、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推
進、子どもの読書活動に関する理解と関心の普及であり、
基本計画の中に保育園に関する記述もある。しかし、自
治体の子ども読書推進計画では学校・学校図書館への取
組が重視され、保育園への取組が少ない。取組を行うた
めには現状の把握が必要であるが、保育園の読書につい
ては、保育所保育指針でも読書環境の整備については述
べられておらず、全国的な調査もないことから、自治体
で保育園への調査を実施し、現状を把握することが必要
である。しかし、調査にあたって読書環境を測るための
指標がなく、調査の実施自体が難しい。

保育園の実態は、厚生労働省の統計では社会福祉施設
等調査¹⁴⁾が毎年実施されている。しかし、この調査は社
会福祉施設等の数、在籍者、従事者の状況等を把握する
もので、保育内容に触れるものではない。唯一、ベネッ
セ教育総合研究所の2012(平成24)年の調査¹⁵⁾の園の環
境の設問に、園が設置している専用の部屋の種類を聞く
項目がある。この調査の結果、図書室(絵本の部屋)ま
たは図書コーナーは45.9%の公営保育所、47.9%の私営
保育所にあることが示された。このように、全国規模で
保育園の読書環境を調査した資料がなく、また、日本図
書館協会児童青少年委員会が実施した図書館の児童サー
ビスについての調査¹⁶⁾のような経年で調査した資料も見
られない。

子どもの読書活動については「子どもの読書活動の推
進に関する法律」で定められた「子どもの読書活動の推
進に関する基本的な計画」に基づいて自治体の推進計画
が策定されていることから、この目的の検討のためには
「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の保
育に関する項目を検討する必要がある。また、自治体が
推進計画の策定にあたって、実際に行った保育園の調査
を分析する必要がある。

1.5 研究目的と研究の構成

1.4で述べた課題を解決するため、本研究では、保育園の読書活動支援のための読書環境整備の指標を検討することを目的とする。

本研究では、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の保育に関する項目の調査（調査1）と、自治体の「子どもの読書活動推進計画」における保育園調査の調査（調査2）を実施する。調査1では、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の保育に関する項目を調査し、指標の候補となる項目を抽出する。調査2では、自治体が推進計画の策定にあたって実際に行った保育園の調査の調査票・調査結果から調査項目を抽出する。2つの調査から抽出された項目を組み合わせることで、より網羅的に保育園の実態を把握するための指標を検討する。

2. 調査1「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」文献調査

2.1 方法

2.1.1 調査対象

2002（平成14）年「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、2008（平成20）年第2次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」¹⁷⁾、2013（平成25）年第3次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」¹⁸⁾、2018（平成30）年第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」¹⁹⁾を対象とした。

2.1.2 分析項目：「保育」（保育士・保育所含む）

各次の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」中の「保育」（保育士・保育所含む）の記述から、読書環境の整備に関連する記載を抽出した。

2.1.3 手続き

文部科学省子どもの読書の情報館のページより、「子どもの読書活動に関する基本的な計画」第1次、第2次、第3次、第4次の電子データをダウンロードし、子どもの読書活動基本計画対照表（「保育」関係）（表1）を作成した。表中、保育・保育所・保育士の記述は太字に、指標の候補となる項目を青字にした。評定者は1名である。

2.2 結果

2.2.1 基本的方針における「保育」の記述

第1次から第4次の「子どもの読書活動の推進に関す

る基本的な計画」の基本的方針においては、「保育」の記述は次の部分に見られた。

第1次では、「第2章3. 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及」に見られた。第2次では、「第3章4. 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及」に見られた。第3次では、「第3章3. 子どもの読書活動に関する意義の普及」に見られた。第4次では基本的方針には記述が見られなかった。

第1次では、「子どもを取り巻く大人を含めて読書活動を推進する気運を高めるとともに、特に、保護者、教員、保育士等が読書活動に理解と関心を持つことが子どもに自主的な読書態度や読書習慣を身に付けさせる上で重要である」、第2次「子どもが自主的な読書態度や読書習慣を身に付けていく上で、特に、保護者、教員、保育士等子どもに身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要である」、第3次「子どもが自主的な読書習慣を身に付けていくためには、特に、保護者、教員、保育士等子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要である。このため、社会全体で読書活動を推進する機運を一層高める必要がある」とあり、子どもは周囲の大人の手助けなしには読書に出会えないことを述べている。

また、第1次では、第3章1（2）カ①に「幼児期に読書の楽しさと出会うため、幼稚園や保育所において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、教員及び保育士の理解を促進する。」と、「保育士」が2回記述されていた。しかし、第4次には「保育士」は1回も記述されていなかった。

2.2.2 家庭関係における「保育」の記述

第1次から第4次の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」においては、家庭関係における「保育」の記述は、第2次、第3次の部分に見られた。第2次では、「第5章2（1）家庭における理解の促進」に見られた。第3次では、「第5章I1. 子どもの読書活動の推進における家庭の役割」に見られた。第2次、第3次とも、「幼稚園、保育所等においても、読み聞かせや読書の大切さ、意義について保護者等に対し広く普及を図る」と同一の記述が見られた。第1次と第4次は家庭の項目ではなく、次の部分に見られた。

家庭関係における「保育」の記述については、第1次では保育所の項目に、「保育所等において、保護者等に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及する」という記述が見られた。第4次でも保育所の役割の項目

表1 子どもの読書活動の推進に関する基本計画対照表（「保育」関係）

第1次計画 2002（平成14）年4月	第2次計画 2008（平成20）年3月
第2章 基本的方針	第3章 基本的方針
3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及 子どもを取り巻く大人を含めて読書活動を推進する気運を高めるとともに、特に、保護者、教員、 保育士等が読書活動に理解と関心を持つ ことが子どもに自主的な読書態度や読書習慣を身に付けさせる上で重要である。	4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及 子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿を見たりするなどして読書意欲を高めていく。このように、子どもが自主的な読書態度や読書習慣を身に付けていく上で、特に、保護者、教員、 保育士等子どもに身近な大人が読書活動に理解と関心を持つ ことが重要である。
第3章 子どもの読書活動の推進のための方策	第5章 子どもの読書活動の推進のための方策
1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進	家庭における子どもの読書活動の推進
(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	2 家庭における子どもの読書活動の推進のための取組 (1) 家庭における理解の促進 また、幼稚園、 保育所等 においても、読み聞かせや読書の大切さ、意義について 保護者等に対し広く普及 を図る。
イ図書館における子どもの読書活動の推進	地域における子どもの読書活動の推進
②図書館における子どもの読書活動の推進のための取組	【図書館】
ii 公立図書館を中心に、地域の読書活動推進団体、グループ、青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター、 保育所等の関係機関と連携 した取組の促進を通じて、公立図書館の行う子どもの読書活動を推進する取組の充実に努める。	2 公立図書館における子どもの読書活動の推進のための取組 (2) 地域の読書活動を支えるキーステーションとしての取組 ②公立図書館や関係機関等との連携・協力 公立図書館を中心に、地域の読書活動推進団体、グループ、青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター、 保育所等の関係機関と連携 し、地域における子どもの読書活動を推進する取組の充実に努めることも重要である。 公民館の図書室や 保育所 、児童館等に対して図書の 団体貸出しやお話し会 などを実施する
(2) 学校等における子どもの読書活動の推進	学校等における子どもの読書活動の推進
カ 幼稚園や 保育所 における子どもの読書活動の推進	【幼稚園等】
	1 子どもの読書活動の推進における幼稚園、 保育所等 の役割
①幼児期に読書の楽しさと出会うため、幼稚園や 保育所 において、幼稚園教育要領及び 保育所保育指針 に示されているように、 幼児が絵本や物語などに親しむ活動 を積極的に行うよう、教員及び 保育士の理解 を促進する。あわせて、幼稚園・ 保育所 で行っている未就園児を対象とした 子育て支援活動 の中でも、読み聞かせ等を推進する。 ②幼児期において子どもが絵本等の楽しさと出会う上で、読み聞かせ等を行うことも重要であることから、幼稚園、 保育所等 において、 保護者等に対し 、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及する。 ③ 異年齢交流 において、小学生・中学生が幼稚園・ 保育所 の幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本等に触れる機会が多様になるよう工夫する。	幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、 保育所等 において、幼稚園教育要領及び 保育所保育指針 に示されているように、 幼児が絵本や物語などに親しむ活動 を積極的に行うよう、その指導の充実に促進する。あわせて、幼稚園、 保育所等 で行っている未就園児を対象とした 子育て支援活動 の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、 保護者等に対し 、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及する。また、 異年齢交流 において、小学生・中学生が幼稚園、 保育所等 の幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本等に触れる機会が多様になるよう工夫する。
2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実	2 幼稚園、 保育所等 における子どもの読書活動の推進のための取組
(3) 学校図書館等の整備・充実	幼稚園、 保育所等 においても、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるような スペースの確保 に努めるとともに、 保護者、ボランティア等と連携・協力 するなどして、 図書の整備 を図るよう促していく。また、 図書館等の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定 することへの配慮も促していく。
ウ 幼稚園や 保育所 における 図書スペースの確保 と選書の工夫 幼稚園や 保育所 においても、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるような スペースの確保 に努めるとともに、 保護者、ボランティア等と連携・協力 するなどして、 図書の整備 を図るよう促していく。また、 図書館等の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定 することへの配慮も促していく。	
3 図書館間協力等の推進	
(1) 図書館間等の連携・協力	
ウ さらに、 ○ 公民館図書室や 保育所 、児童館等に対して 図書の団体貸出しやお話し会 などを実施する	

注：太字は保育・保育所・保育士、青字は指標となる可能性のある項目を表す。

表1 子どもの読書活動の推進に関する基本計画対照表（「保育」関係）（続き）

第3次計画 2013（平成25）年5月	第4次計画 2018（平成30）年4月
第3章 基本の方針	
3. 子どもの読書活動に関する意義の普及	
子どもは、大人から民話等の話を聞いたり、読書をする大人の姿を見たりすることで読書意欲を高めていく。子どもが自主的な読書習慣を身に付けていくためには、特に、保護者、教員、 保育士等子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要である 。このため、社会全体で読書活動を推進する機運を一層高める必要がある。	
第5章 子どもの読書活動の推進のための方策	第4章 子供の読書活動の推進方策
I 家庭における子どもの読書活動の推進	I 発達段階に応じた取組
1. 子どもの読書活動の推進における家庭の役割	① 幼稚園、 保育所 等の時期（おおむね6歳頃まで）
また、幼稚園、 保育所 等においても、読み聞かせや読書の大切さ、意義について 保護者に対し広く普及 を図る。	乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。（「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」(平成30年3月)）
II 地域における子どもの読書活動の推進	III 地域における取組
1. 図書館	I 図書館
(2) 図書館における子どもの読書活動の推進のための取組 ②図書館相互や関係機関との連携・協力 図書館は、民間団体、保健所、保健センター、 保育所等と積極的に連携・協力 し、取組の充実に努めることも重要である。これらの機関においても、子どもが利用しやすい 環境整備 、児童・青少年用 図書等の整備 に取り組むとともに、子どもの読書活動に資する 行事や講座等の充実 、 資料の展示 等の取組が行われることが望ましい。	①学校図書館等との連携・協力 図書館は、民間団体、保健所、保健センター、 保育所等と積極的に連携・協力 し、取組の充実に努めることも重要である。これらの機関においても、子供が利用しやすい 環境整備 、児童・青少年用 図書等の整備 に取り組むとともに、子供の読書活動に資する 行事や講座等の充実 、 資料の展示 等の取組が行われることが望ましい。
III 学校等における子どもの読書活動の推進	IV 学校等における取組
1. 幼稚園・ 保育所 等	1 幼稚園、 保育所 等
(1) 子どもの読書活動の推進における幼稚園、 保育所 等の役割 乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、 保育所 等は、幼稚園教育要領及び 保育所保育指針 （平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、 乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に 行うことが期待される。あわせて、幼稚園、 保育所 等で行っている未就園児を対象とした 子育て支援活動 の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、 保護者に対し 、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められる。また、 異年齢交流 において、小中学生が幼稚園、 保育所 等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である。 なお、平成24年8月に就学前の子どもに関する教育、 保育 等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部を改正する法律が成立したことにより、新たに幼児期の学校教育・ 保育 を行う施設として位置付けられた幼保連携型認定こども園においても、幼稚園、 保育所 と同様に幼児が絵本や物語に親しむ活動を充実することを促す。	(1) 幼稚園、 保育所 等の役割 乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、 保育所 等は、幼稚園教育要領や 保育所保育指針 等に基づき、 乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に 行うことが期待される。あわせて、幼稚園、 保育所 等で行っている未就園児を対象とした 子育て支援活動 の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、 保護者に対し 、 読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及 することが求められる。
(2) 幼稚園、 保育所 等における子どもの読書活動の推進のための取組	(2) 幼稚園、 保育所 等における取組
幼稚園教育要領及び 保育所保育指針 の理解を促進すること等を通じて、幼稚園、 保育所 等において幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促す。また、幼稚園、 保育所 等における 図書の整備 への支援を行うことで、幼稚園、 保育所 等において絵本や物語に親しむ環境の整備を図る。 幼稚園、 保育所 等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるような スペースの確保 に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、 図書の整備 を図るよう促していく。また、幼稚園、 保育所 等は 図書館の協力を得て 、 発達の段階に応じた図書を選定 することが望ましい。	幼稚園教育要領や 保育所保育指針 等の理解を促進することや幼稚園、 保育所 等における 図書の整備 への支援等を通じて、幼稚園、 保育所 等において、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促す。 幼稚園、 保育所 等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるような スペースの確保 に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、 図書の整備 を図るよう促していく。また、幼稚園、 保育所 等は 図書館の協力を得て 、 発達の段階に応じた図書を選定 することが望ましい。また、 異年齢交流 において、小中学生が幼稚園、 保育所 等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子供が絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である。

注：太字は保育・保育所・保育士、青字は指標となる可能性のある項目を表す。

に、「保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められる」という記述が見られた。このように、読み聞かせや読書の大切さ、意義については普及する対象ではなく普及する主体である保育所の項目にまとめられていた。

2.2.3 図書館関係における「保育」の記述

第1次から第4次の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」においては、図書館関係における「保育」は次の部分に見られた。第1次では、「第3章1(1)イ②図書館における子どもの読書活動の推進のための取組ii」に見られた。第2次では、「第5章【図書館】2(2)②公立図書館や関係機関等の間の連携・協力」に見られた。第3次では、「第5章Ⅱ1(2)②図書館相互や関係機関との連携・協力」に見られた。第4次では「第4章Ⅲ1①学校図書館等との連携・協力」に見られた。

第1次は「公立図書館を中心に、地域の読書活動推進団体、グループ、青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター、保育所等の関係機関と連携した取組の促進を通じて、公立図書館の行う子どもの読書活動を推進する取組の充実に努める」、第2次は「公立図書館を中心に、地域の読書活動推進団体、グループ、青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター、保育所等の関係機関と連携し、地域における子どもの読書活動を推進する取組の充実に努めることも重要である」とあった。

第3次と第4次は同一で、「図書館は、民間団体、保健所、保健センター、保育所等と積極的に連携・協力し、取組の充実に努めることも重要である。これらの機関においても、子どもが利用しやすい環境整備、児童・青少年用図書等の整備に取り組むとともに、子どもの読書活動に資する行事や講座等の充実、資料の展示等の取組が行われることが望ましい」と、「保育所等の関係機関と連携」を前提に、さらに詳しく「環境整備」、「図書等の整備」、「行事や講座等の充実」、「資料の展示」の4つの連携内容を示していた。

また、第1次には、「第3章3(1)図書館間等の連携・協力」の項があり、「公民館図書室や保育所、児童館等に対して図書の団体貸出しやお話し会などを実施する」とあるが、第2次では、同じ記述が図書館の項目にあった。第3次、第4次にはこのような記述はなかった。

2.2.4 保育所関係における「保育」の記述

2.2.4.1 子どもの読書活動の推進における保育所等の役割

第1次から第4次の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」においては、子どもの読書における役割について、次の部分に記述が見られた。第1次では、「第3章1(2)カ幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進」に見られた。第2次では、「第5章学校等における子どもの読書活動の推進【幼稚園等】1子どもの読書活動の推進における幼稚園、保育所等の役割、2幼稚園、保育所等における子どもの読書活動推進のための取組」に見られた。第3次では、「第5章Ⅲ.1(1)子どもの読書活動の推進における幼稚園、保育所等の役割、(2)幼稚園、保育所等における子どもの読書活動推進のための取組」に見られた。第4次では「第4章Ⅳ1(1)幼稚園、保育所等の役割、(2)幼稚園、保育所等における取組」に見られた。

第1次では、「①幼児期に読書の楽しさと出会うため、幼稚園や保育所において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、教員及び保育士の理解を促進する。あわせて、幼稚園・保育所で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進する」、「②幼児期において子どもが絵本等の楽しさと出会う上で、読み聞かせ等を行うことも重要であることから、幼稚園、保育所等において、保護者等に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及する」、「③異年齢交流において、小学生・中学生が幼稚園・保育所の幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本等に触れる機会が多様になるよう工夫する。」の3点を述べていた。

第2次では、「幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所等において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、その指導の充実に促進する。あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者等に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及する。また、異年齢交流において、小学生・中学生が幼稚園、保育所等の幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本等に触れる機会が多様になるよう工夫する」と、項目を分けずに記述していた。第1次から第2次の変更部分は、第1次①の「幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、教員及び保育士の理解の促進する」が、第2次で「幼

児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、その指導の充実を促進する」となった点であり、その他の内容の変更はみられなかった。また、第3次には「乳幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うことが期待される」という記述が見られた。第4次は第3次と同様の記述であった。

第3次では、2012（平成24）年8月の法改正により設けられた「幼保連携型認定こども園」も幼稚園・保育所と同様に幼児が絵本や物語に親しむ活動を充実する、という文が付記されていた。また、第3次と第4次では、「幼児期」が、「乳幼児期」に、「幼児」が「乳幼児」に変更になっていた。

2.2.4.2 保育所等における子どもの読書活動の推進のための取組

第1次から第4次の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」においては、子どもの読書における取組について、次の部分に記述が見られた。第1次では、「第3章2（3）幼稚園や保育所における図書スペースの確保と選書の工夫」に見られた。第2次では、「第5章学校等における子どもの読書活動の推進【幼稚園等】2幼稚園、保育所等における子どもの読書活動推進のための取組」に見られた。第3次では、「第5章Ⅲ1.（2）幼稚園、保育所等における子どもの読書活動推進のための取組」に見られた。第4次では「第4章Ⅳ1（2）幼稚園、保育所等における取組」に見られた。

第1次、第2次、第3次、第4次も同様に、幼稚園や保育所においても、子ども、乳幼児が「絵本等に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく」とし、また、「図書館等の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定する」と、図書館に選書協力を求めている。第3次・第4次では「幼稚園、保育所等における図書の整備への支援を行うことで、幼稚園、保育所等において絵本や物語に親しむ環境の整備を図る」の記述が見られた。

2.2.5 項目の抽出

第1次から第4次の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」における保育園の読書環境の整備に関する記述について、表1に「保育」（保育士・保育所）の文字を太字にし、候補となる可能性のある項目を青字で示して各次を比較した。そのうえで近い内容ごとにまとめた結果、「保育士の読書活動への理解と関心」、「乳

幼児が絵本や物語に親しむ活動」「保護者の啓発」、「子育て支援活動の中での読み聞かせ」、「異年齢交流」、「スペースの確保」、「図書の整備」、「発達段階に応じた図書の選定」の8項目が得られた（表2）。

また、保育園の読書活動の推進への支援が期待されている図書館の読書環境の整備に関する項目については、同様の方法により「保育所等の関連機関との連携」と、取組として「環境整備」、「図書等の整備」、「行事や講座等の充実」、「資料の展示」の5項目が得られた（表2）。

2.3 考察

2.3.1 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の「保育」に関する記述の変更点

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の第1次から第4次における「保育」の記述は、内容が大きく変わることはないが、いくつかの変更点があった。

1点目は、第1～3次が子どもの読書活動の推進方策を「家庭、地域、学校」と施設別に立てていたのに対し、第4次は「家庭、地域、学校」の前に、「発達段階に応じた取組」を掲げた点である。2点目は、第1次から第3次まで基本的方針にあった「保育士」についての記述が、第4次ではなくなった点である。3点目は、第3次と第4次は、「幼児期」が、「乳幼児期」に、「幼児」が「乳幼児」に変更になった点である。第1次から第4次まで変更がなかった点については、保育園の役割として「乳幼児が絵本や物語などに親しむ活動」・「保護者の啓発」・「子育て支援活動の中での読み聞かせ等の推進」・「異年齢交流」、保育園の取組として「スペースの確保」・「図書の整備」、「発達段階に応じた図書の選定」について図書館の協力を得るよう図書館との連携が謳われている点であった。

変更点1点目の「家庭、地域、学校」の前に「発達段階に応じた取組」を掲げた理由は、第1次から3次までの取組によって小学生・中学生の不読率の改善は図られてきたが、高校生の不読率が依然として高いことを問題とし、発達段階ごとの特徴を考慮した効果的な取り組みを重視したことによると考えられる。

変更点2点目の「保育士」の記述が見られなくなった理由は、保育士個人より、保育所という施設の役割が重視されたことによると考えられる。保育園の読書環境において、「乳幼児が絵本や物語に親しむ活動」は主に「保育士」によってなされる。「保育士の読書活動への理解と関心」は重要で、そのために保育士を対象とした研修の機会の設置などを考えていく必要がある。

変更点3点目の「幼児期」から「乳幼児期」、「幼児」

表2 調査1 子どもの読書活動推進基本計画項目

施設	項目	計画回数	記述
保育園	保育士の読書活動への理解と関心	1次	特に、保護者、教員、保育士等が読書活動に理解と関心を持つことが子どもに自主的な読書態度や読書習慣を身に付けさせる上で重要である。
		1次	幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、教員及び保育士の理解を促進する。
		2次	特に、保護者、教員、保育士等が読書活動に理解と関心を持つことが子どもに自主的な読書態度や読書習慣を身に付けさせる上で重要である。
		3次	子どもが自主的な読書習慣を身に付けていくためには、特に、保護者、教員、保育士等子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要である。
	乳幼児が絵本や物語に親しむ活動	1次	幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、教員及び保育士の理解を促進する。
		2次	保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、その指導の充実を促進する。
		3次	保育所保育指針に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待される。
		3次	保育所保育指針の理解を促進すること等を通じて、幼稚園、保育所等において幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促す。
		4次	保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待される。
	保護者の啓発	1次	保育所等において、保護者等に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及する。
		2次、3次	保育所等においても、読み聞かせや読書の大切さ、意義について保護者等に対し広く普及を図る
	子育て支援活動の中での読み聞かせ	1次	未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進する。
		2次	保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者等に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及する。
		3次、4次	保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者等に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められる。
	異年齢交流	1次、2次	子どもが絵本等に触れる機会が多様になるよう工夫する。
		3次、4次	子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である。
	スペースの確保	1次	保育所等においても、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努める
		2次	幼稚園、保育所等においても、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努める
		3次、4次	乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努める
	図書の整備	全次	保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。
3次		保育所等における図書の整備への支援を行うことで、幼稚園、保育所等において絵本や物語に親しむ環境の整備を図る。	
4次		保育所保育指針等の理解を促進することや幼稚園、保育所等における図書の整備への支援等を通じて、幼稚園、保育所等において、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促す。	
発達段階に応じた図書の選定	1次	図書館等の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定することへの配慮も促していく。	
	2次	図書館等の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定することへの配慮も促していく。	
	3次、4次	図書館の協力を得て、発達の段階に応じた図書を選定することが望ましい。	
図書館	保育所等の関係機関との連携	1次	保育所等の関係機関と連携した取組の促進を通じて、公立図書館の行う子どもの読書活動を推進する取組の充実に努める
		2次	保育所等の関係機関と連携し、地域における子どもの読書活動を推進する取組の充実に努めることも重要である
		3次、4次	保育所等と積極的に連携・協力し、取組の充実に努めることも重要である。
取組：環境整備 図書等の整備 行事や講座等の充実 資料の展示	1次	公民館図書室や保育所、児童館等に対して図書の団体貸出しやお話し会などを実施する。	
	2次	公民館の図書室や保育所、児童館等に対して図書の団体貸出しやお話し会などを実施する。	
	3次、4次	これらの機関においても、子どもが利用しやすい環境整備、児童・青少年用図書等の整備に取り組むとともに、子どもの読書活動に資する行事や講座等の充実、資料の展示等の取組が行われることが望ましい。	

から「乳幼児」への記述の変更は、近年の乳幼児保育の需要の高まりや、幼児教育の質を重視した保育所保育指針の改訂も加味された可能性がある。

2.3.2 柱となる項目の選定

調査1では、2.2.5で述べたように、「保育園」に関して「保育士の読書活動への理解と関心」などの8項目、保育園の読書活動の推進への支援が期待されている「図書館」の項目に関して、「保育所等の関係機関と連携」と「取組：環境整備・図書等の整備・行事や講座等の充実・資料の展示」の2項目が得られた。これらの項目を整理すると、「保育園」の読書環境の整備の指標として「子育て支援活動の中での読み聞かせ」、「異年齢交流」の2項目は次のような理由で含めることが難しいと考えられる。

「子育て支援事業」は、地域において子育て中の親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置推進により、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。実施主体は市町村で、社会福祉法人等にも委託できる。実施形態は、ひろば型（常設）、センター型、児童館型があり、保育園で実施されるのはセンター型で、「地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を展開するもの」²⁰⁾とされている。つまり、「子育て支援事業」は家庭での子育てを応援する目的で作られた親子の集いであり、保育園を会場とするセンター型の場合、保育士が発達や子どもの遊びの話などをする場となる。しかし、保育園自体の読書環境に直接関係することではなく、保育園の地域貢献の側面もあることから、地域への取組のなかで触れるほうが適切であると考えられる。また、「異年齢交流」については、第1次から第4次まで共通して、「小中学生が幼稚園、保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫する」と共通する記述がある。しかし、「異年齢交流」は「乳幼児が絵本や物語に親しむ活動」の多様性を目的にしているが、読み手が小中学生であり、保育園の読書環境に直接影響するものではないことから、保育園の読書環境整備の指標としてよりも保育園の地域への取組のなかで触れるほうが適切であると考えられる。

「スペースの確保」は、第1次から第4次までに共通して、「安心して図書にふれることができるようなスペー

スの確保」とあることから、指標名は「図書スペースの確保」とすることとした。また、「発達段階に応じた図書の選定」は、第1次から第4次までに共通して、「保育所等は図書館の協力を得て、発達の段階に応じた図書を選定することが望ましい」と、「図書の整備」の内容として記述されているため、独立した指標ではなく、「図書の整備」とあわせて「発達の段階に応じた図書の整備」という指標にすることとした。

以上のことから、保育園の読書環境整備の指標としては、「保育士の読書への理解と関心」、「乳幼児が絵本や物語などに親しむ活動」、「保護者の啓発」、「図書スペースの確保」、「発達の段階に応じた図書の整備」の5項目を用いていくことができると考えられる。「a. 保育士の読書活動への関心と理解」「e. 保護者の啓発」は「人」に関する項目、「c. 発達の段階に応じた図書の整備」「d. 図書スペースの確保」は「資源」に関する項目であると言える。これらの「人」や「資源」の環境を整えることによって「b. 乳幼児が絵本や物語などに親しむ活動」をより充実させることができると考えられる。

この5項目は実際の調査の項目としては内容の幅が広いが、子どもの読書活動推進の柱といえる項目である。ただし、これらの項目については、どのような具体的な項目で測定するかという課題があり、この点についてさらに検討していく必要がある。

3. 調査2 自治体の子どもの読書活動推進計画における保育園調査

3.1 方法

3.1.1 調査対象

子どもの読書活動推進計画を策定した自治体280件の内、保育園調査を実施している34件を調査対象とした。都道府県と政令指定都市は人口・面積・財政規模が大きく、町村はその逆で、他の都市の参考とならないことから除外した。

3.1.2 分析項目

保育園調査に用いられている項目を直接の分析対象とした。項目の例として、「読み聞かせの有無」、「スペースの確保」、「図書室の有無」、「図書館への要望」、「その他の取組」、「地域への取組」、「今後の取組自由記入」などがあった。

3.1.3 手続き

検索方法はインターネットで、検索エンジンはグー

表3 保育園調査実施市

	都道府県名	市名・次	策定年月	備考		都道府県名	市名・次	策定年月	備考
1	北海道	伊達市	2016(H28).3		18	山梨県	山梨市2	2016(H28).3	
2	北海道	小樽市2019-2028	2019(H31).3		19	長野県	飯山市2	2019(H31).3	
3	岩手県	石巻市	2008(H20).5		20	静岡県	富士市2	2011(H23).4	
4	茨城県	古河市	2019(H31).2	内容なし	21	静岡県	藤枝市3	2016(H28).3	
5	栃木県	鹿沼市3	2017(H29).3	簡易記載	22	愛知県	瀬戸市1	2008(H20).4	
6	群馬県	高崎市	2014(H26).3		23	愛知県	豊橋市3	2016(H28).3	
7	埼玉県	深谷市1	2013(H25).3		24	愛知県	瀬戸市3	2019(H31).3	簡易記載
8	埼玉県	和光市3	2018(H30).3		25	三重県	伊勢市3	2018(H30).3	
9	埼玉県	本庄市2	2018(H30).4	意見聴取	26	大阪府	富田林市1	2013(H25).3	
10	千葉県	君津市2	2013(H25).3		27	兵庫県	淡路市	2015(H27).3	
11	千葉県	旭市	2016(H28).3		28	島根県	浜田市2	2016(H28).10	
12	東京都	日野市2	2011(H23).3		29	山口県	山口市3	2018(H30).3	簡易記載
13	東京都	東久留米市2	2014(H26).4		30	山口県	宇部市3	2019(H31).3	簡易記載
14	東京都	福生市3	2016(H28).3		31	徳島県	鳴門市3	2016(H28).3	
15	東京都	羽村市3	2017(H29).3		32	高知県	香美市2	2015(H27).3	
16	東京都	多摩市3	2018(H30).3		33	大分県	国東市1	2012(H24).12	
17	神奈川県	大和市	2017(H29).3	内容なし	34	大分県	国東市2	2018(H30).3	

ルを用いた。検索方法は、「市子ども」「読書活動」「推進計画」のキーワードでAND検索し、都道府県・政令指定都市・町村の子どもの読書活動推進計画は除外した。検索実施日は2019(令和元)年9月17日~27日、検索の結果、WEBに公開されている市の子どもの読書推進計画を280件抽出した。280件の計画の本文・資料編等全て閲覧し、保育園調査の実施が確認できた34件を研究対象とした。検索の過程で前次の計画も検索できた場合はこれも1件としてカウントした。

3.2 結果

3.2.1 市名と計画次

保育園調査を実施してウェブ上に結果を公開していた件数は34件であり、市名と計画次、策定年月は表3の通りである。計画本文に保育園調査を実施したと記述があるものの、調査内容の記載がないものが2件(古河市、大和市)、意見聴取のみが1件(本庄市2次)、詳しい内容がなく簡易な記載が5件(鹿沼市3次、瀬戸市3次、山口市3次、宇部市3次)であった。

都道府県別に見ると、保育園調査を実施していた割合は、東京都、静岡県、山口県の順で高かった(表4)。保育園調査を実施していない246件のうち、保育園・幼稚園・集団検診・ブックスタート等を通して、未就学児の保護者を対象にした調査を実施していたのは、57件であった。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の次別(計画期間別)で「子どもの読書活動推進計画」策定数をみると、第3次計画期間の2013(平成25)年5月から2018(平成30)年3月までの策定が半数以上である

が、保育園調査の実施は第2次計画期間中の2008(平成20)年3月から2013(平成25)年4月までが14.8%と最も高かった。第1次計画期間中の2002(平成14)年4月から2008(平成20)年2月までの実施はなかった(表5)。

3.2.2 保育園調査の調査項目

調査票・調査結果から調査項目を抽出し、整理した結果を表6に示した。調査票・調査結果には表6の右列のような具体的な内容が用いられており、類似した内容や重複する内容に関する検討を行い、表6の左列の30の小項目を抽出した。例えば、「図書スペースの確保」、「図書室の有無」は、それぞれで質問している場合と「図書スペースや図書室はあるか」という場合があったが、「図書スペースや図書室はあるか」の場合は、両方をありと判断した。「一斉読書」は、「朝の読書」、「絵本タイム」、「読書タイム」など名称は様々であるが、同時間に一斉に実施されているものはここに収めた。抽出された具体的な項目は、①園児数、②読み聞かせの有無、③読み聞かせ者、④読み聞かせの時間帯、⑤読み聞かせの頻度、⑥読み聞かせの所要時間、⑦ボランティアの読み聞かせ、⑧おはなし会、⑨一斉読書、⑩大型紙芝居等の利用、⑪図書館イベントへの参加、⑫図書スペースの確保、⑬図書室の有無、⑭蔵書冊数、⑮年間購入冊数、⑯図書予算、⑰蔵書の種類、⑱図書館からの貸借、⑲園から家庭への貸出、⑳園から家庭への貸出頻度、㉑巡回文庫の利用、㉒おたよりによる保護者の啓発、㉓保護者向け講演会、㉔月刊絵本購入、家庭で読み聞かせ、㉕絵本展示・紹介、㉖保育士研修会、㉗その他の取組、㉘地域への取組、㉙今後の取組、㉚図書館への要望であった。

表4 保育園調査実施市数（都道府県別）

	都道府県	あり	なし	なしのうち 保護者 調査のみ 有	合計		都道府県	あり	なし	なしのうち 保護者 調査のみ 有	合計
01	北海道	2	13	2	15	25	滋賀県		6		6
02	青森県		1		1	26	京都府		4	1	4
03	岩手県	1	1		2	27	大阪府	1	23	4	24
04	宮城県		4	1	4	28	兵庫県	1	8	1	9
05	秋田県		3	1	3	29	奈良県		4		4
06	山形県		3	1	3	30	和歌山県		1		1
07	福島県		4	1	4	31	鳥取県		1		1
08	茨城県	1	3	2	4	32	島根県	1	1		2
09	栃木県	1	5	3	6	33	岡山県		4	1	4
10	群馬県	1	2		3	34	広島県		1		1
11	埼玉県	3	24	2	27	35	山口県	2	3	1	5
12	千葉県	2	14	3	16	36	徳島県	1	1		2
13	東京都	5	10	2	15	37	香川県		4	2	4
14	神奈川県	1	10	1	11	38	愛媛県				0
15	新潟県		10	5	10	39	高知県	1			1
16	富山県		2		2	40	福岡県		4	2	4
17	石川県		4		4	41	佐賀県		5	2	5
18	福井県		3		3	42	長崎県		3		3
19	山梨県	1	6	2	7	43	熊本県		1		1
20	長野県	1	8	1	9	44	大分県	2	1		3
21	岐阜県		2	1	2	45	宮崎県				0
22	静岡県	2	4		6	46	鹿児島県		1		1
23	愛知県	3	14	5	17	47	沖縄県		3	1	3
24	三重県	1	17	9	18		合計	34	246	57	280
							割合	12.1%	87.9%		100%

表5 基本計画期間別保育園調査実施市数

次	期間	調査あり		調査なし		合計	
1次	2002(H14).4-2008(H20).2	0	0.0%	19	100.0%	19	100.0%
2次	2008(H20).3-2013(H25).4	8	14.8%	46	85.2%	54	100.0%
3次	2013(H25).5-2018(H30).3	20	12.7%	137	87.3%	157	100.0%
4次	2018(H30).4以後	6	12.0%	44	88.0%	50	100.0%
	合計	34	12.1%	246	87.9%	280	100.0%

このうち、⑳㉑は自由記入欄があり、①から㉑までの項目に該当する内容も含まれていた。㉑その他の取組、㉒地域への取組の自由記入欄の記述は多岐にわたり、①から㉑の項目に該当する取組は各項目に入れた。調査1で直接保育園の読書環境の整備との関係が弱いことから除外した「子育て支援活動の中での読み聞かせ」、「異年齢交流」に関連する内容として、㉒地域への取組に、「育児の集い等で読み聞かせをしてもらう」、「読み聞かせを親子ふれあいの場に設定」の記入が1件ずつ、「異年齢交流」は、「保育所体験時に読み聞かせ」という記入が1件あった。㉓図書館への要望について、図書館サービスで活用したことがあるもの（団体貸出、おはなし会・絵本の読み聞かせ会への参加、図書室の室内配置の仕方や本の修理等についての相談、選書のための情報提供や

相談など）と、具体的なサービスの認知を聞いているケースがあった。また、自由記入欄に保育園側から移動図書館や出前おはなし会の要望があった。正確な内容が不明で各項目に入れられなかった項目としては、絵本コーナーの設置、季節による絵本の入れ替え、配置換え、展示などがあった。

表6の30項目を用いて、調査票・調査結果にどのような項目が多く用いられていたかを検討し、表7に分析の結果を示した。上述のように、㉑㉒の自由記入欄には①から㉑までの項目に該当する内容も含まれていたため、それぞれの内容については表7中に括弧内に数値を入れる形で示した。分析の結果、多く用いられていたのは、多い順に（件数、全件数30との割合）②読み聞かせの有無（27件、90.0%）、㉒園から家庭への図書の貸出

表6 調査2 保育園調査項目

項目	項目に含まれる内容の例
① 園児数	クラス毎園児数、合計数
② 読み聞かせの有無	読み聞かせを実施しているか、読み聞かせやおはなし会を実施しているか（この場合は②と⑦両方をありと判断した）（回答の選択肢におはなし会があった場合は、⑧もありと判断した）
③ 読み聞かせ者	誰が読み聞かせをしているか（回答の選択肢にボランティアがあった場合は、⑦もありと判断した）
④ 読み聞かせの時間帯	午睡前、帰りの会等
⑤ 読み聞かせの頻度	月、週単位
⑥ 読み聞かせの所要時間	1回あたりの時間
⑦ ボランティアの読み聞かせ	ボランティアが読み聞かせをしているか（回答の選択肢にボランティアという記述があった場合も、ありと判断した）
⑧ おはなし会	おはなし会をしているか（回答の選択肢におはなし会という記述があった場合も、ありと判断した）
⑨ 一斉読書	一斉読書をしているか（回答の選択肢に朝の読書、10分間読書、読書タイム、絵本タイムなど、同時間に一斉に実施されていた場合も、ありと判断した）
⑩ 大型紙芝居等の利用	大型紙芝居等視聴覚資料を利用しているか（回答の選択肢に大型絵本、パネルシアター、エプロンシアターがあった場合も、ありと判断した）
⑪ 図書館イベントへの参加	例：読み聞かせ講座、図書館おはなし会、クリスマス会、図書館見学
⑫ 図書スペースの確保	図書スペースはあるか、図書スペースや図書室はあるか（この場合は、⑫と⑬両方をありと判断した）（回答の選択肢に図書スペース、図書コーナー、絵本スペースがあった場合も、ありと判断した）
⑬ 図書室の有無	図書室はあるか、図書スペースや図書室はあるか（この場合は、⑫と⑬両方をありと判断した）（回答の選択肢に図書室があった場合も、ありと判断した）
⑭ 蔵書冊数	蔵書冊数数値（園全体、図書コーナー、教室内等具体的に場所を指定していない場合も、ありと判断した）
⑮ 年間購入冊数	年間購入冊数の数値（回答の選択肢に年間購入冊数の記述があった場合も、ありと判断した）
⑯ 図書予算	図書予算金額（回答の選択肢に図書予算の数値の記載があった場合も、ありと判断した）
⑰ 蔵書の種類	ジャンル別の蔵書冊数（絵本、紙芝居、学習マンガ、図鑑、その他）
⑱ 図書館からの貸借	団体貸出、団体貸出以外も含む
⑲ 園から家庭への貸出	園の蔵書、市立図書館蔵書、巡回図書蔵書を含む。対象は園児、保護者含む
⑳ 園から家庭への貸出頻度	週1回、毎日等周期の記載があれば、ありと判断した
㉑ 巡回文庫の利用	他図書館から市立図書館に寄託されている本（県立図書館巡回文庫、巡回図書）
㉒ おたよりによる啓発	園だより、クラスだよりを含む園からの配布物による保護者啓発
㉓ 保護者向け講演会	講演会を実施しているか（回答の選択肢に研修会・講演会という記述があった場合は、㉓と㉔両方をありと判断した） 例：読書に関する講演会、読み聞かせに関する講演会（回答の選択肢に講演会という記述があった場合も、ありと判断した）
㉔ 月刊絵本購入家庭読み聞かせ	月刊絵本を購入している（回答の選択肢に月刊絵本があった場合も、ありと判断した）
㉕ 絵本展示・紹介	絵本の展示・紹介をしている（回答の選択肢に展示・紹介があった場合も、ありと判断した）
㉖ 保育士研修会	保育士研修会を実施している（回答の選択肢に研修会・講演会という記述があった場合は、㉓と㉔両方をありと判断した） 例：読書推進に関する研修会、絵本研修会、園内研修会、園外研修会 （回答の選択肢に研修会という記述があった場合も、ありと判断した）
㉗ その他の取組	取組の有無（自由記述があり、その記述の中に上記の①～㉔の選択肢に該当する項目がある場合は上記の①～㉔にも、ありと判断した） 例：おはなしキャラバンの利用、園児の図書館利用、絵本プレゼント、絵本原画展見学
㉘ 地域への取組	取組の有無（自由記述があり、その記述の中に上記の①～㉔の選択肢に該当する項目がある場合は上記の①～㉔にも、ありと判断した） 例：園庭開放など子育て支援事業での貸出、読み聞かせ、本の紹介
㉙ 今後の取組	取組予定の有無 例：環境作り（絵本コーナーを作る、本棚を整備する）、保護者の啓発
㉚ 図書館への要望	要望の有無 例：移動図書館サービス、大型絵本利用

(23件、76.7%)、⑦ボランティアの読み聞かせ(22件、73.3%)、⑭蔵書冊数、⑮図書館からの貸借(いずれも20件、66.7%)、⑫図書スペースの確保(16件、53.3%)であった。

3.3 考察

「子どもの読書活動推進計画」を策定した自治体280件(県・政令指定都市・町村を除く)の内、小学校中学校の児童生徒やその保護者対象の調査をした自治体は多かったが、保育園調査を実施し、結果をウェブ上に公開していた割合は34件、全体の12.1%であった。この理由としては、1.2で述べたように、自治体の「子どもの読書推進計画」の策定に携わる組織(以下策定組織)の委員が学校教育関係中心で、保育園に対して関心が薄い場合も多いことが考えられる。

この34件の保育園調査では、①園児数から⑳図書館への要望までの30の小項目を抽出した。多く見られたのは、②読み聞かせの有無、⑳園から家庭への図書の貸出、⑦ボランティアの読み聞かせ、⑭蔵書冊数、⑮図書館からの貸借、⑫図書スペースの確保の項目であった。

30項目の中には、多くは見られなかったが次のような重要な項目が含まれていた。①園児数は基礎資料として把握する必要がある項目である。④読み聞かせの時間帯、⑤読み聞かせの頻度、⑥読み聞かせの所要時間は、保育現場の読書活動に関する項目である。⑧おはなし会、⑨一斉読書、⑩大型紙芝居等の利用、⑪図書館イベントへの参加は、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の多様性に関する項目である。⑬図書室の有無は、図書スペースの有無と一緒に聞いている場合、図書スペースよりも大きく、囲った部屋というイメージがあるが、本を自由に閲覧できる場所、本をストックしておける場所の存在は、読書活動に大きく影響する項目である。⑭蔵書冊数以外にも、⑮年間購入冊数、⑯図書予算、⑰蔵書の種類は、図書館の指標とも比較できる基礎資料となる項目である。⑲園から家庭への貸出、⑳園から家庭への貸出頻度は、保育園の本の貸出しについての項目であり、園の蔵書、市立図書館の蔵書、巡回図書の蔵書を含み、対象は保護者を含む。これに関連して⑮図書館からの貸借は、団体貸出用図書だけでなく、図書館の一般貸出用図書の貸借を含んでいる。㉑巡回文庫の利用は、県立図書館から市立図書館に寄託されている本で、活用は市立図書館に任されている。㉒おたよりによる保護者の啓発には、園だより、クラスだよりなどの配布物でおすすめの本の紹介をしている取り組みなどを含んでいる。㉓保護者向け講演会、㉔月刊絵本購入家庭読み聞かせ、㉕絵

本展示・紹介は、保護者に保育園の読書活動を伝え、家庭での読書活動を促す項目である。㉖保育士研修会は、子どもに直接接する保育士が絵本選びや読み方などを学ぶ機会となる項目である。

㉗その他の取組、㉘地域への取組の自由記入欄の記述は多岐にわたり、①から㉖の項目に該当する取組は各項目に入れたが、正確な内容が不明で各項目に入れられなかった項目としては、絵本コーナーの設置、季節による絵本の入れ替え、配置換え、展示などがあつた。これは、調査1で抽出した、図書館の保育園等関係機関との連携の取組「環境整備」、「図書等の整備」、「行事や講座等の充実」「資料の展示」と重なる内容であった。また、図書館の利用に関することとして、園児の図書館利用、本の利用(読み聞かせ等)があつた。㉙今後の取組にも、環境づくり(本棚の設置、貸出開始、本の購入、読み聞かせ、図書予算措置)、保護者啓発、行事への絵本の取入れなど、保育園の読書活動推進にむけての項目があつた。㉚図書館への要望には、絵本等選書の相談をしたか、絵本、紙芝居の選定で困っていることがないか、出前おはなし会を利用したことがあるかを尋ねる項目があり、これらの項目は図書館サービスの認知を確かめることができる項目であった。

調査1で直接保育園の読書環境の整備との関係が弱いことから除外した「子育て支援活動の中での読み聞かせ」、「異年齢交流」に関連する内容として、㉘地域への取組に、「育児の集い等で読み聞かせをしてもらおう」、「読み聞かせを親子ふれあいの場に設定」の記入が1件ずつ、「異年齢交流」は、「保育所体験時に読み聞かせ」という記入が1件あつた。調査2でもこれらの項目は見られなかった。また、保育園の項目で抽出した「発達段階に応じた図書の選定」は、「図書の整備」に含まれるため、項目から除外した。調査2でもこの項目は見られなかった。㉚図書館への要望では、図書館サービスで活用したことのあるものと、具体的なサービスの認知を聞いているケースがあり、これらのケースでは調査を通してサービスの認知度を高めたいという図書館の意図が反映されているのではないかと考えられる。

4. 総合考察

4.1 指標の大項目と小項目

本研究の目的は、保育園の読書活動支援のための読書環境整備の指標を検討することであつた。子どもの読書活動については、「子どもの読書活動の推進に関する法律」で定められた、「子どもの読書活動の推進に関する

表7 子どもの読書活動推進計画における保育園調査 調査項目表

都道府県名	自治体名・次	策定年月	回答数	前次計画認知	① 園児数	② 読み聞かせ	③ 読み聞かせ者	④ 読み聞かせの時間帯	⑤ 読み聞かせの頻度	⑥ 読み聞かせの所要時間	⑦ ボランティアの読み聞かせ	⑧ おはなし会	⑨ 一斉読書	⑩ 大規模芝居等の利用	⑪ 図書館イベントへの参加	⑫ 図書スペースの確保	⑬ 図書室の有無	⑭ 蔵書冊数	⑮ 年間購入冊数	⑯ 図書予算	⑰ 蔵書の種類	⑱ 図書館からの貸借	⑲ 園から家庭への貸出	⑳ 貸出頻度	㉑ 巡回文庫の利用	㉒ おたよりによる保護者の啓発	㉓ 保護者向け講演会	㉔ 月刊絵本購入／家庭読み聞かせ	㉕ 絵本展覧・紹介	㉖ 保育士研修会	㉗ その他の取組	㉘ 地域への取組	㉙ 今後の取組／自由記入	㉚ 図書館への要望	合計
1 北海道	伊達市	2016(H28).3			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
2 北海道	小樽市	2019(H31).3	21		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
3 岩手県	石巻市	2008(H20).5	幼保47		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	
4 茨城県	古河市	2019(H31).2	43/65		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
5 栃木県	鹿沼市	2017(H29).3			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	
6 群馬県	高崎市	2014(H26).3	57		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
7 埼玉県	深谷市	2013(H25).3			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14	
8 埼玉県	和光市	2018(H30).3			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
9 埼玉県	本庄市	2018(H30).4	幼保8		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
10 千葉県	君津市	2013(H25).3	幼保14		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
11 千葉県	旭市	2016(H28).3	18		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
12 東京都	日野市	2011(H23).3			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	
13 東京都	東久留米市	2014(H26).4	12/15		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	
14 東京都	福生市	2016(H28).3			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17	
15 東京都	羽村市	2017(H29).3	9/12		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15	
16 東京都	多摩市	2018(H30).3	12		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	
17 神奈川県	大和市	2017(H29).3	36/55		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	
18 山梨県	山梨市	2016(H28).3	幼保15		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	
19 長野県	飯山市	2019(H31).3	10/10		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	
20 静岡県	富士市	2011(H23).4	33		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
21 静岡県	藤枝市	2016(H28).3			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	
22 愛知県	瀬戸市	2008(H20).4			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	
23 愛知県	豊橋市	2016(H28).3	83	84.3%	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	
24 愛知県	瀬戸市	2019(H31).3			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	
25 三重県	伊勢市	2018(H30).3	職員272/288	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	
26 大阪府	富田林市	2013(H25).3	12/14		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14	
27 兵庫県	淡路市	2015(H27).3	19		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	
28 鳥根県	浜田市	2016(H28).10			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	
29 山口県	山口市	2018(H30).3			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	
30 山口県	宇部市	2019(H31).3	29		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	
31 徳島県	鳴門市	2016(H28).3			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	
32 高知県	香美市	2015(H27).3	幼保9		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	
33 大分県	国東市	2012(H24).12	6		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	
34 大分県	国東市	2018(H30).3	13		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	
件数合計					1	3	27	8	15	2	22	7	9	5	5	16	7	20	4	4	1	20	23	2	2	11	10	4	5	6	15	3	6	5	276
全項目数30との割合 %					3.3	10.0	90.0	26.7	26.7	50.0	6.7	73.3	23.3	30.0	16.7	16.7	53.3	23.3	66.7	13.3	3.3	66.7	76.7	6.7	6.7	36.7	33.3	13.3	16.7	20.0	10.0	20.0	16.7		

注：表中の括弧内数値は㉒の取組のうち、①～㉔の項目に該当するものを表す

表8 調査1、調査2 項目対応表

大項目 調査1 子どもの読書活動推進基本計画項目	小項目 調査2 保育園調査項目		
a. 保育士の読書活動への理解と関心	㉔	保育士研修会	
a. 保育士の読書活動への理解と関心 b. 乳幼児が絵本や物語に親しむ活動	③	読み聞かせ者	
b. 乳幼児が絵本や物語に親しむ活動	②	読み聞かせの有無	
	④	読み聞かせの時間帯	
	⑤	読み聞かせの頻度	
	⑥	読み聞かせの所要時間	
	⑦	ボランティアの読み聞かせ	
	⑧	おはなし会	
	⑨	一斉読書	
	⑩	大型紙芝居等の利用	
	⑪	図書館イベントへの参加	
	c. 発達の段階に応じた図書の整備 基礎資料	①	園児数
		⑭	蔵書冊数
⑯		図書予算	
⑮		年間購入冊数	
⑰		蔵書の種類	
⑱		図書館からの貸借	
⑲		園から家庭への貸出	
⑳		園から家庭への貸出頻度	
㉑		巡回文庫の利用	
d. 図書スペースの確保		⑫	図書スペースの確保
		⑬	図書室の有無
e. 保護者の啓発	㉒	おたよりによる啓発	
	㉓	保護者向け講演会	
	㉔	月刊絵本購入家庭読み聞かせ	
	㉕	絵本展示・紹介	
	㉖	その他の取組	
	㉗	地域への取組	
	㉘	今後の取組	
	㉙	図書館への要望	
	㉚		

基本的な計画」に基づいて自治体の推進計画が策定されていることから、調査1では「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の保育に関する項目を調査し、指標の柱となる5項目（「a. 保育士の読書活動への関心と理解」「b. 乳幼児が絵本や物語などに親しむ活動」「c. 発達の段階に応じた図書の整備」「d. 図書スペースの確保」「e. 保護者の啓発」）が得られた。2.3.2で述べたように、「a. 保育士の読書活動への関心と理解」「e. 保護者の啓発」は「人」に関する項目、「c. 発達の段階に応じた図書の整備」「d. 図書スペースの確保」は「資源」に関する項目であると言える。これらの「人」や「資源」の環境を整えることによって「b. 乳幼児が絵本や物語などに親しむ活動」をより充実させることができると考えられる。大項目のなかでも、「乳幼児が絵本や物語に親しむ活動」には10の小項目が含まれ、そのうち6項目が「読み聞かせ」に関するものであった。小項目としては「読み聞かせ者」（読み聞かせをする人）、「読み聞かせの有無」、「読み聞かせの時間帯」、「読み聞かせの頻度」、「読み聞かせ

の所要時間」、「ボランティアの読み聞かせ」と、子どもに直接本を読み聞かせる活動が最も多かった。

調査2では自治体が推進計画の策定にあたって実際に行った保育園の調査の調査票・調査結果から調査項目を抽出し、指標の候補となる30項目を抽出した。2つの調査から抽出された項目を組み合わせることで、より網羅的に保育園の実態を把握するための指標を検討した。

2つの調査から抽出された項目を組み合わせ、保育園の読書活動支援のための読書環境整備の指標を表8に示した。表8では、項目を大項目と小項目に分けて示した。大項目に調査1から抽出された指標の柱となる5項目をあげた。この大項目の下に、調査2から抽出された30の項目をあげて小項目とし、大項目との関連順に並べ替えた。

表8の左列大項目は指標の根拠となり、実際に調査を実施する際は右列小項目の指標を用いることになるが、調査2で㉗㉘の自由記入に①から㉔に該当する多くの事例が回答されていたことから、①から㉔までの項目をあ

らかじめ調査項目にあげることで、より正確な調査ができる可能性がある。

2.2.3で調査1で指標となる項目を絞り込んだ際、直接保育園の読書環境の整備との関係が弱いため、「子育て支援活動の中での読み聞かせ」、「異年齢交流」を保育園の項目から除外した。調査2で㊸地域への取組にこの2つに関する記述が見られたが、独立した項目としては見られなかった。また、調査1で保育園の項目として得られた「発達段階に応じた図書の選定」は「図書の整備」に含まれるため、項目から除外したが、調査2でもこの項目は見られなかった。1.2で述べたように、図書館等から保育園の読書活動の推進への支援が期待されているものの、あまり進んでいない現状を変えていくには、図書館側が保育所等との関連機関への連携を図るために、保育園の小項目の指標に示されているような具体的な取組（環境整備、図書等の整備、行事や講座等の充実、資料の展示等）を行い、実際に連携していく必要がある。

大項目の5つは、子どもの読書活動の推進に必要な5W1Hであるといえる。「a. 保育士の読書活動への理解と関心」が（WHO）、「b. 絵本や物語などに親しむ活動」が（HOW, WHEN）、「c. 発達段階に応じた図書の整備」が（WHAT）、「d. 図書スペースの確保」が（WHERE）、「e. 保護者の啓発」が（WHO）にあたり、これらは推進計画を策定し、実行していく上で欠かせない要素である。小項目はさらに具体的な施策と結びつく要素である。子どもの読書活動の推進の理由である WHY は大項目に含まれないが、これは、自治体の策定組織が推進計画を策定しようとする段階で明示し、関係機関と共有するものである。調査2では、1件だけ前次計画の認知を項目としていたが、推進計画策定時に保育園等に調査をすること自体、策定組織が子どもの読書活動の推進の理由を再認識する機会となる。策定組織は調査の企画、項目立て、実行、結果のまとめなどの作業から、自治体内の読書環境に注目し、推進計画がどの施設にどのような内容でできるかを考えることになる。調査に回答する保育園側も現在の園内の状況を再確認し、読書環境を見直すこととなり、図書館を含む地域全体からどのような支援を受けられるかを知る機会となる。1.2で述べたとおり、組織の構成メンバーに学校関係者が多いからこそ、本研究の指標が保育園調査に活用され、保育園の読書環境の整備につながることを望まれる。

実態調査の結果を具体的な施策にどう活かすかは自治体に任せられるところであるが、社会的にも保育園児が増加している現状と、保育の質の向上が求められている現在、保育園調査の実施により、「子どもの読書活動推進

計画」の策定・展開のみならず、「子育て支援」や「地域活性化」など、自治体の他の施策の基礎資料にもなるといえる。

4.2 今後の課題

これまで、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に示されている保育園の読書活動支援のための読書環境整備を具体的に評価することが難しかったが、本研究で5つの大項目を抽出・選定し、保育園調査の分析を通して30の小項目を抽出して大項目に対応づけたことにより、各地域の保育園の読書環境整備の状況を評価する際に活用できる指標が得られた。今後は、これらの指標を用いて、保育園の読書環境整備の状況を実際に評価し、指標の追記や統合などをさらに検討するとともに、評価の結果が各自治体の具体的な子どもの読書活動の推進に関する取り組みに反映されていくことが望まれる。

5. 結論

本研究では、保育園の読書活動支援のための読書環境整備の指標を検討することを目的とし、2つの調査を行った。調査1では、第1次から第4次までの「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の保育に関する項目を分析し、保育園の読書環境に関する5つの大項目（「保育士の読書活動への理解と関心」、「乳幼児が絵本や物語に親しむ活動」、「保護者の啓発」、「図書スペースの確保」、「発達の段階に応じた図書の整備」）を抽出した。調査2では、自治体が推進計画の策定にあたって実際に行った保育園の調査（34件）で用いられていた項目を分類し、「読み聞かせの有無」、「図書室の有無」、「蔵書冊数」、「保護者向け講演会」などの30の小項目を抽出した。調査1の大項目と調査2の小項目の関連性を検討した結果、保育園の読書環境については、「乳幼児が絵本や物語に親しむ活動」には10項目、「読み聞かせの有無」など、「発達の段階に応じた図書の整備」には9項目（「蔵書冊数」など）、「保護者の啓発」には4項目（「おたよりの保護者の啓発」など）、「図書スペースの確保」には2項目（「図書室の有無」）、「保育士の読書活動への理解と関心」には2項目（「保育士研修会」「読み聞かせ者」）が含まれることが示唆された。

注

¹ 本研究では法・制度についての表記は「保育所」のまま使用し、その他は「保育園」と記載する。

- ² 「読書環境」とは、読書を取り巻くあらゆる条件を言い、「よい読書環境とは、各人にとっての適書が、入手可能であり、読書時間が保障されている状態をいう」（図書館用語辞典編集委員会編. 最新図書館用語大辞典. 柏書房, 2004, p.366）。
- ³ 本研究では、図書館法第2条に基づいて地方公共団体が設立し、公費で運営する図書館としての「公立図書館」を「図書館」と記載する。
- ⁴ 本研究は保育園を対象とした研究であるため、「本」は基本的に「絵本」を指す。

引用文献

- 1) 内閣府大臣官房政府広報室. ニッポン一億総活躍プラン, 平成28年6月2日閣議決定 <https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/ichiokusoukatsuyaku/plan/> (2019年9月3日)
- 2) 内閣府. 子育て安心プラン, 平成29年6月2日公表 <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/taikijido/pdf/plan1.pdf> (2019年9月3日)
- 3) 独立行政法人国立青少年教育振興機構. 子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究報告書. 独立行政法人国立青少年教育振興機構, 2013, p.9 <http://www.niye.go.jp/kanri/upload/editor/72/File/2syuu.pdf> (2019年9月3日)
- 4) 秋田喜代美. 子どもの発達と絵本・読書. 平成30年国立国会図書館国際子ども図書館児童文学連続講座講義録「絵本と子どもの原点を見つめる—子どもの成長発達と絵本」. 国立国会図書館国際子ども図書館, 2019, p.57
- 5) ベネッセ次世代育成研究所企画・制作. 『幼児期から小学1年生の家庭教育調査報告書第1回』. ベネッセコーポレーション, 2013, p.55
- 6) 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 平成14年8月 https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/003.pdf (2019年9月3日)
- 7) 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 図書館・学校図書館振興室. 都道府県及び市町村における子供読書活動推進計画の策定状況について. 令和元年5月22日 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/05/1417045.htm (2019年9月3日)
- 8) 財団法人日本システム開発研究所. 平成22年度文部科学省委託事業 子どもの読書普及啓発事業（調査事業）報告書 平成23年2月. 128p.
- 9) 日本能率協会総合研究所編. “ワーキングマザーと育児の現状”. 日本人の子育て・教育を読み解くデータ総覧2006. 生活情報センター, 2006. p.23
- 10) 日本図書館協会児童青少年委員会編. 全国公立図書館児童サービス実態調査報告書2003. 日本図書館協会, 2004, p.66-70
- 11) 厚生労働省. 保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第6回）参考資料 平成30年9月26日. 保育所等における保育の質の確保 <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000360397.pdf> (2019年9月3日)
- 12) 厚生労働省. 保育所保育指針（平成二十九年三月三十一日）（厚生労働省告示第百十七号） <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000160000.pdf> (2019年9月3日)
- 13) OECD 編著. 星美和子, 首藤美香子訳. OECD 保育白書. 明石書店, 2011, 520p.
- 14) 厚生労働省. 社会福祉施設等調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22a.html#link05> (2019年9月3日)
- 15) ベネッセ教育総合研究所. 第2回幼児教育・保育についての基本調査報告書2012. p.31 https://berd.benesse.jp/up_images/textarea/06_1.pdf (2019年9月3日)
- 16) 前掲10).
- 17) 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 平成20年3月11日 <http://www.kodomodokusyo.go.jp/happyou/hourei.html> (2019年9月3日)
- 18) 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 平成25年5月 <http://www.kodomodokusyo.go.jp/happyou/hourei.html> (2019年9月3日)
- 19) 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画 平成30年4月 <http://www.kodomodokusyo.go.jp/happyou/hourei.html> (2019年9月3日)
- 20) 厚生労働省. 地域子育て支援拠点事業 実施のご案内. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室, 2007. <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/gaido.pdf> (2019年9月3日)

(令和元年9月30日受付)

(令和2年1月27日採録)